

11月のし尿 収集作業日程

11月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

作業は、天候などの理由で2〜3日前後することがあります。

また、臨時にし尿収集を希望される方は、2〜3日前までに収集業者までお申し出ください。

申込先（収集業者）

高浜衛生(株)

☎53-0516

問合せ先

市役所市民生活グループ

☎52-1111

(内線265)



11月のし尿収集作業日程表

月日	区 域
11月1日(水)	青木町六～九丁目
2日(木)	青木町二～五丁目
3日(金)	
4日(土)	
5日(日)	
6日(月)	春日町一～七丁目
7日(火)	湯山町、神明町、沢渡町
8日(水)	
9日(木)	稗田町一～五丁目
10日(金)	
11日(土)	
12日(日)	
13日(月)	稗田町五・六丁目、二池町一～三丁目
14日(火)	二池町四～六丁目
15日(水)	碧海町二～五丁目
16日(木)	芳川町、田戸町二・三丁目
17日(金)	田戸町三・四丁目
18日(土)	
19日(日)	
20日(月)	田戸町五～七丁目
21日(火)	本郷町
22日(水)	呉竹町二～六丁目
23日(木)	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
24日(金)	屋敷町四～七丁目
25日(土)	
26日(日)	
27日(月)	向山町一～六丁目
28日(火)	向山町六丁目、小池町
29日(水)	小池町、新田町、八幡町
30日(木)	論地町、清水町

「喫煙はマナーを守りましょう」

名古屋市「路上禁煙地区」

違反者は、過料2、000円!!

名古屋市では、「路上禁煙地区」の道路上（車道・歩道上）でたばこを吸うことが禁止されています。

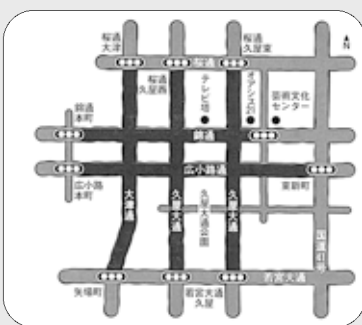
平成18年7月1日から、違反者に対して2,000円の過料を科しています。

（路上禁煙地区）名古屋駅・栄・金山・藤が丘の4地区

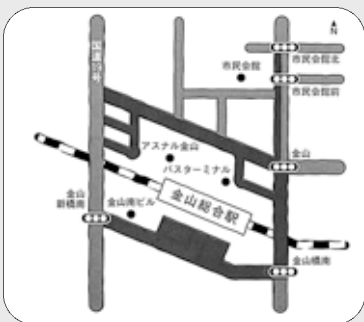
■部分が路上禁煙地区です。



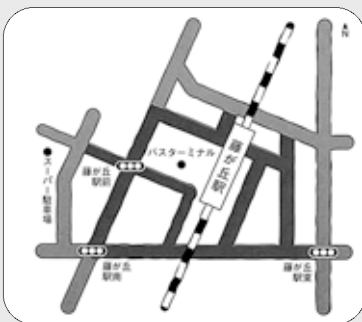
名古屋駅地区



栄地区



金山地区



藤が丘地区

問合せ先

名古屋市環境局作業課

☎052-972-2601